

これまでの財政健全化の取組み

平成23年10月

島 根 県

1 財政健全化の動き

(1) 財政健全化基本方針の策定

島根県の財政は、平成19年度時点において、今後200億円台後半の収支不足が続いていくと見込まれる危機的な状況にあり、財政の健全化が「待ったなし」の課題となっていました。

この異例の財政状況から出来るだけ早く脱し、財政の健全性を取り戻すため、平成19年10月に「財政健全化基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を策定し、財政健全化に取り組んでいます。

(2) 健全化の進め方

① この基本方針では、財政健全化の目標を次のとおり掲げています。

概ね10年後において、130億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にする。

② そのための改革の進め方については、次のとおりとしています。

- ・ 平成20年度から平成23年度までの4年間を「集中改革期間」とし、抜本的な改革を集中して実行する。

この期間に、毎年度見込まれる収支不足200億円台後半のうち、200億円程度を解消する。

- ・ 集中改革期間後も定員削減の計画的な実施などにより更に収支の改善を図り、概ね10年後において収支均衡を達成する。

(3) 集中改革期間中の取組み

基本方針では、集中改革期間において、次のとおり具体的な取組みを行うこととしました。

① 行政の効率化・スリム化

- ・ 職員給与の特例減額の継続（6%～10%、諸手当にも連動）
- ・ 内部管理経費・外郭団体・公の施設の見直し

② 事務事業の見直し

- ・ 一般施策経費（県の判断により行っている一般的な施策にかかる経費）の平成23年度の一般財源を平成19年度の概ね50%に削減
- ・ 一般的な公共事業の平成23年度の県費負担額を平成19年度の概ね70%に削減
- ・ 経常経費（施設の維持管理など毎年度決まって支出される固定的な経費）の平成23年度の一般財源を平成19年度の概ね90%に削減
- ・ 県債（県の借金）の新規借入は出来るだけ抑制

③ 財源の確保

- ・ 県独自課税の検討
- ・ 地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ

(4) リーマンショック後の経済対策との関連

財政の健全化を進める一方で、平成20年9月のリーマンショック以降の世界的な景気低迷に対して、景気回復・雇用確保を図り、県民生活を守るため、約1,500億円の経済対策予算を計上してきました。また、歳入面においても、国からの経済対策のための補助金の交付や地方交付税の増額確保などもありました。

■リーマンショック以降の経済対策等の状況

- ・ H21ベース 437億円（H20.2月補正＋H21当初予算＋H21.6月補正）
- ・ H22ベース 442億円（H21.2補正＋H22当初予算）
- ・ H23ベース 494億円（H22.12月補正＋H22.2月補正＋H23当初予算＋H23.6月補正）

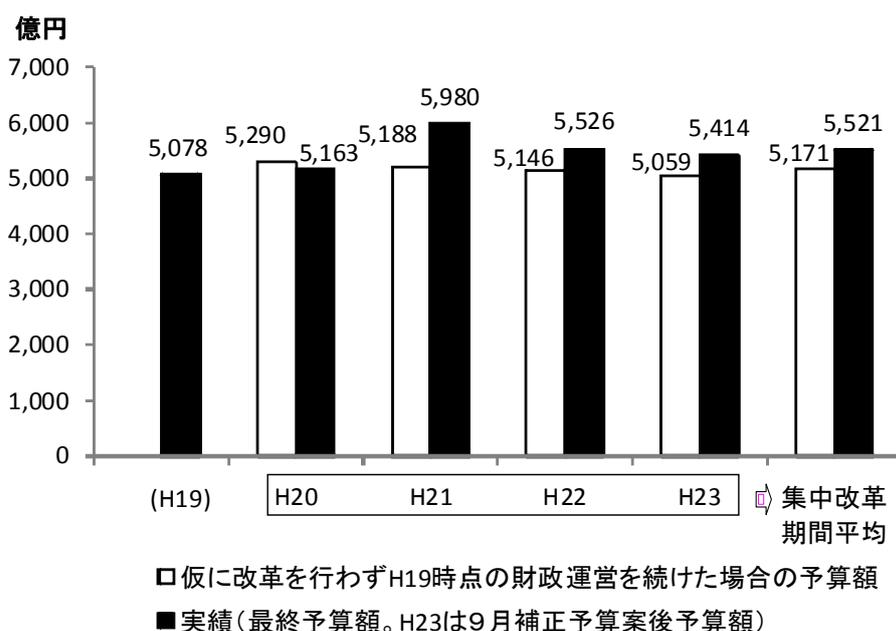
*このほか、年度中途にも9月補正・11月補正予算で追加計上あり

このため、平成19年度時点で想定していた財政運営とは、その規模や内容において異なるものとなりましたが、経済対策と財政健全化のバランスをとりながら財政運営を行ってきました。

2 集中改革期間中の予算の動き

(1) 予算総額

集中改革期間（20年度～23年度）中の予算額（4年間平均）の実績は5,521億円で、仮に改革を行わずに平成19年度時点の財政運営を続けた場合の想定額5,171億円と比較しても、6.8%、350億円の増額となっています。

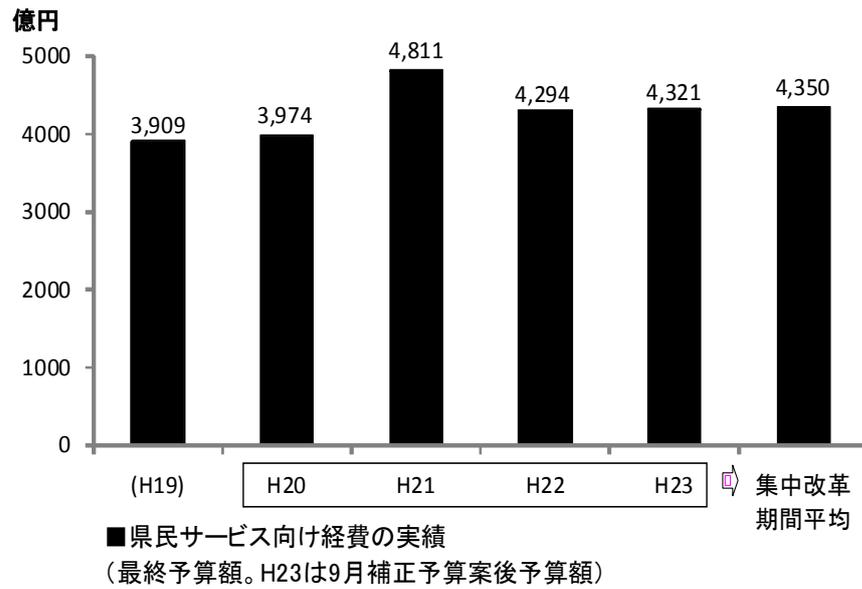


特に、平成21年度は、数回にわたり経済対策のための大型の補正予算を計上したことにより、予算が大幅に増額しています。

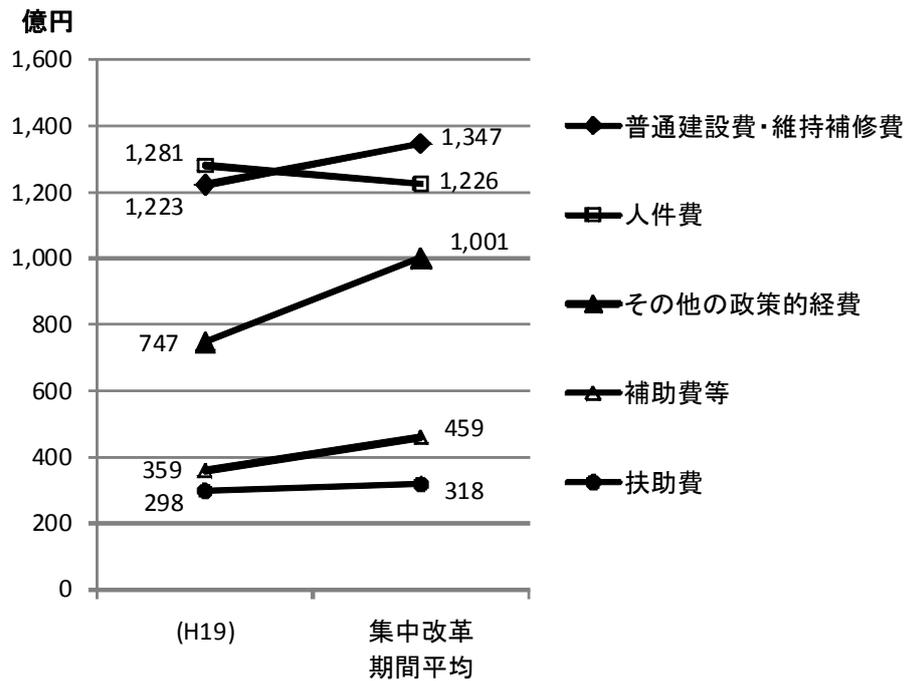
(2) 歳出予算

歳出予算のうち、県民サービスの直接的な経費（借金の返済金である公債費や他の都道府県や県内市町村に税収を配分する税収連動交付金等を除く経費）について見ると、改革に着手する前の平成19年度の3,909億円と比較して、集中改革期間のいずれの年度も上回っており、4年間の平均は4,350億円と、11.3%、441億円の増額となっています。

財政の健全化に取り組みながらも、県民生活の安定確保のための予算編成を行い、県民サービスの向上に努めました。



この経費を性質別に見ると、次のようになっています。



(3) 歳入予算

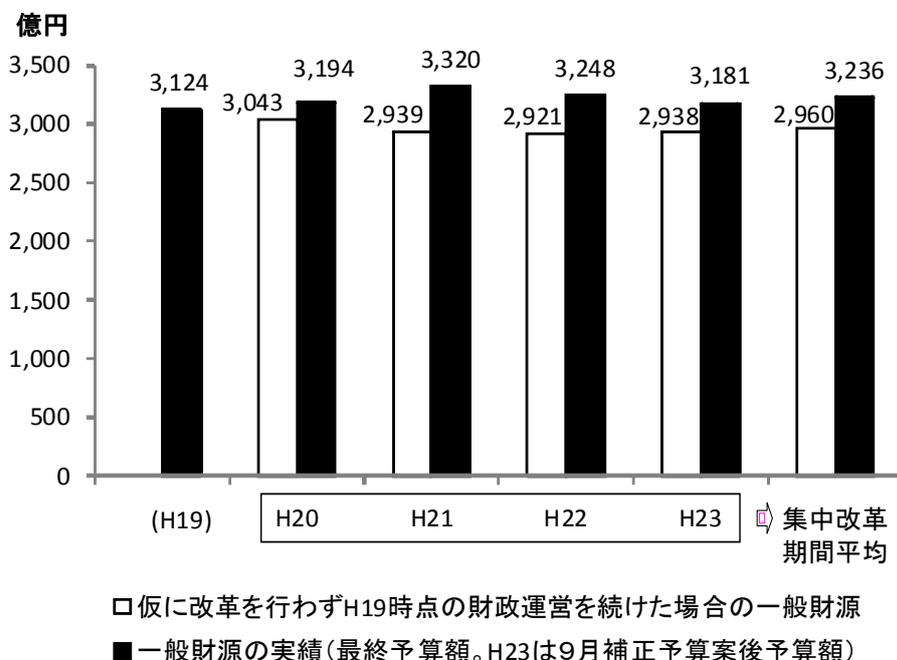
歳入予算は、県税や地方交付税などのように使途が特定されず、県の判断でどのような経費にも使うことができる「一般財源」と、国からの補助金のように使途が定められ、他の用途に流用できない「特定財源」とに分けることができます。

基本方針で目標とする「収支均衡」とは、「県の貯金である基金を取り崩して財源補てんをすることなく、単年度において一般財源が不足しない状態」になることをいいます。その意味で一般財源の確保が財政健全化の大きな課題となっています。

集中改革期間中の一般財源（基金取崩額を除いた4年間平均）の実績は、3,236億円で、平成19年度時点で想定していた額2,960億円に対し、9.3%、276億円増額となっています。

これは、改革に着手する前の平成19年度の3,124億円と比較しても、3.6%、112億円の増額となっています。

この増額は、経済対策の財源を措置するためや国の政策が地方重視のものに転換してきたことなどにより、地方交付税が増額となったことや臨時的な地域活性化交付金が措置されたことが要因です。



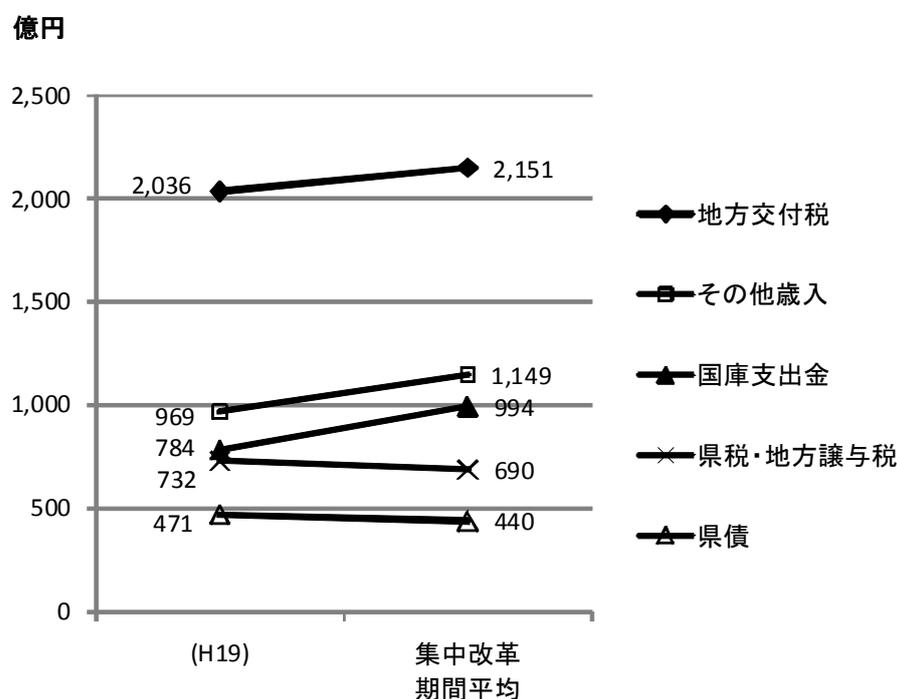
また、歳入予算を個別に見ると、平成19年度と4年間の平均とを比較すると、県税・地方譲与税と県債が減額し、そのほかの項目は増加しています。

県税・地方譲与税は、景気の低迷等を反映して減少しました。

また、県の借金である「県債(臨時財政対策債を除く)」は、将来においてその返済金である「公債費」を一般財源で賄わなければならないことから、基本方針では、「新規分の借入れはできる限り抑制」することとしています。集中改革期間中の県債(合計)の実績は、1,760億円で、平成19年度時点で想定していた額1,888億円に対し、6.8%、128億円の借金をしなかったこととなります。

歳入の最も大きな部分を占める地方交付税(臨時財政対策債を含む)は、平成19年度の2,036億円から4年間平均の2,151億円へと、5.6%、115億円の増額となりました。しかしながら、この増額は、経済対策のための臨時的加算によるものです。収支均衡達成のためには、恒久的な交付税総額の確保を国に働きかけていくことが必要です。

このほか、経済対策の財源となっている国からの補助金等の国庫支出金、その他歳入は大幅に増加しました。



3 財政健全化の実績

集中改革期間において、県民サービスに充てる財源を出来るだけ確保しつつ、基本方針に掲げた改革のための施策や職員の定員削減を着実に進めることなどにより、財政健全化は、概ね基本方針に沿って進んでいます。

(1) 集中改革期間における取組みの実績

① 収支改善目標と実績(見込み)

[目 標] (単位：億円)

区 分		H20	H21	H22	H23	合 計
改革前の見込み		▲250	▲265	▲275	▲260	▲1,050
改革後の見込み		▲105	▲100	▲ 90	▲ 50	▲ 350
改善見込み額		145	165	185	210	700
内 訳	行政の効率化・スリム化	65	75	80	90	310
	うち給与特例減額	60	60	60	60	240
	事務事業の見直し	15	25	35	50	120
	財源の確保	65	65	70	70	270

[実 績] (単位：億円)

区 分		H20	H21	H22	H23	合 計
改革前の見込み		▲250	▲265	▲275	▲260	▲1,050
改革後の実績		▲102	▲100	▲ 87	▲ 46	▲ 335
改 善 額		148	165	188	214	715
内 訳	行政の効率化・スリム化	69	73	73	73	288
	うち給与等特例減額	65	65	62	60	252
	事務事業の見直し	15	29	41	60	145
	財源の確保	64	63	74	81	282

注：H23の改善額には執行段階での節減による財源の確保50億円を含む

② 収支不足額（基金取崩し額）

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23
計 画	1 0 5	1 0 0	9 0	5 0
実 績	1 0 2	1 0 0	8 7	(4 6)

注：H23の数値は執行段階での節減による財源の確保50億円を含む

③ 基金残高

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23
計 画	4 6 5	3 6 5	2 7 5	2 2 5
実 績	4 6 8	3 7 6	2 9 0	(2 4 5)

注：H23の数値は執行段階での節減による財源の確保50億円を含む

④ 県債残高（一般会計ベース）

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23
計画 通常債	8,172	7,936	7,699	7,386
臨財債	1,795	1,931	2,050	2,158
計	9,967	9,867	9,749	9,544
実績 通常債	8,036	7,731	7,429	7,212
臨財債	1,839	2,205	2,501	2,759
計	9,875	9,936	9,930	9,971

⑤ 実質公債費比率（3か年平均）

（単位：％）

	H20	H21	H22	H23
計 画	17.7	17.2	17.4	17.7
実 績	17.9	17.3	17.0	—

(2) 集中改革期間の最終年度(平成23年度)における取組み実績(見込み)の内訳

集中改革期間の最終年度における取組みの実績について、平成23年度当初予算段階では、次のとおり見込んでいます。

① 行政の効率化・スリム化 【目標：90億円→実績：73億円】

(ア) 総人件費の抑制 61億円

[給与等の特例減額の継続] 60億円

- ・知事等の特別職の特例減額率をH20年度から引上げ(知事20%→25% ほか)
- ・一般職の特例減額の継続(部次長級：10%、課長級：8%、その他6%)
管理職手当はH20年度から減額率を引上げ(部次長級10%→25% ほか)
- ・議員の特例減額の継続(議長：20%、副議長・議員：15%)

[職員手当の見直し] 1.4億円

- ・産業教育手当、定時制通信教育手当の日額化など

(イ) その他 12億円

- ・庁舎の維持管理費などの内部管理経費の縮減
- ・外郭団体の事業費の見直し
- ・公の施設の廃止や統合、指定管理料の縮減

② 事務事業の見直し 【目標：50億円→実績：60億円】

(ア) 一般施策経費 27億円

- ・H23年度の一般財源総額をH19年度の概ね50%に削減

(イ) 経常経費等 10億円 (「内部管理経費の縮減」に整理したものを除く)

- ・H23年度の一般財源総額をH19年度の概ね90%に削減

- (ウ) 公共事業 9億円 (後年度に県債発行減による公債費の縮減効果が発現)
・ H23年度の県費負担額をH19年度の概ね70%に削減 (300億円→208億円)
(災害復旧事業費等性質上シーリング方式による削減になじまない事業を除く)

- (エ) 公債費の縮減 14億円
・ 県債の新規発行の抑制、繰上償還等による負担抑制

③ 財源の確保 【目標：70億円→実績：81億円】

- (ア) 県税収入の確保 10億円
・ 県独自の課税を行っている核燃料税の税率引上げ (10%→13%、H22～26)

* 税率引上げによる改善額は、平成23年度当初予算ベースであり、核燃料税の未収見込み影響については、今後、税収全体を含む歳入の動向などを踏まえて整理する

- (イ) 県有未利用財産の売却 1.4億円

- (ウ) 特定目的基金等の活用 13億円
・ 市町村振興資金特別会計からの繰入れ

- (エ) 執行節減等 56億円
・ 執行節減や不用等による財源確保 50億円

集中改革期間の最終年度(平成23年度)における取組み実績(見込み) 一覧表

項 目	目標額	実績額	内 容
1 行政の効率化・スリム化	90億円程度	73億円	
① 総人件費の抑制		61億円	・一般職給与、特別職・議員報酬の特例減額 60 ・職員手当の見直し 1.4
② その他		12億円	・内部管理経費の縮減 9 ・外郭団体の見直し 0.5 ・公の施設の見直し 2
2 事務事業等の見直し	50億円程度	60億円	
① 一般施策・経常経費の見直し		37億円	・事務事業の見直し
② 公共事業費の見直し		9億円	・事業の抑制等
③ 公債費の縮減		14億円	・新規発行の抑制、繰上償還等による負担抑制
3 財源の確保	70億円程度	81億円	
① 県税収入の確保		10億円	・核燃料税の税率引上げ 10
② 県有財産の売却		15億円	・未利用財産の売却 1.4
③ 特定目的基金等の活用			・市町村振興資金特別会計からの繰入 13
④ 執行節減等		56億円	・執行節減や不用等による財源確保等
収支改善額 [合計]	200億円程度	214億円 (注)	

(注) 実績(見込み) 214億円は、H23年度当初予算ベースであり、核燃料税の未収見込み影響については、今後、
 税収全体を含む歳入の動向などを踏まえて整理する。

4 今後の改革の進め方

集中改革期間と位置づけた平成20年度から平成23年度までの4年間の実績については、県民の皆様や県議会の理解と協力も頂き、歳出の見直し、職員給与等の特例減額、歳入の確保などの取組みにより、概ね、財政健全化基本方針に沿って進んできました。

今後の取組みについては、集中改革期間の取組みや実績を維持しつつ、平成23年度末をもって条例上の期限を迎える給与の特例減額の取扱いや更なる事務事業の見直しなどについて、社会経済情勢、国の予算の動向等を注視しつつ、県内各界各層のご意見もよく伺いながら、改革の進め方や具体的な取組みを検討していきます。

* この資料で用いている用語について

○ 「地方交付税」

地方公共団体間の税収の格差を調整し、財政運営に必要な財源を保障するために国から交付されるのが「地方交付税」です。この資料では、現金で交付される「地方交付税交付金」と、地方公共団体が借金で立て替える「臨時財政対策債」とを合わせた額をいいます。

なお、臨時財政対策債は、形式は借金ですが、毎年度の元利金の返済にあわせて地方交付税交付金が交付されるため、地方財政の負担にはなりません。

○ 「県債」

地方公共団体が行う借金を「地方債」といい、特に県が行うものを「県債」と呼びます。この資料では、前項で記述した臨時財政対策債を含めず、道路や学校などの建設の財源とするため県の判断で借入を決定している通常県債のことをいいます。

* この資料中の表について

表中の数字については、項目ごとに端数調整や合計額の概数表記を行っているものがあるため、合計が一致しないものがある。

類似団体との財政指標の比較

主な財政指標について、本県と同じような財政構造の県との比較を行いました。

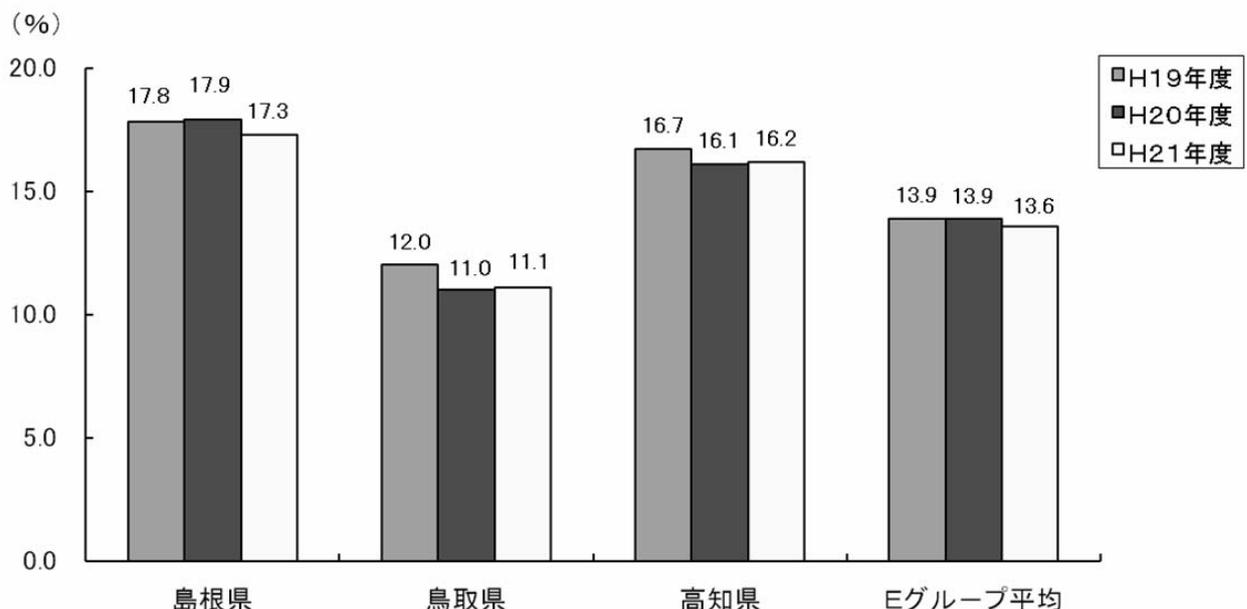
特に、島根県と財政力指数が似かよっている鳥取県と高知県、及びEグループ全体の平均との比較を行っています。

(用語)

- 財政力指数：普通交付税算定の基礎となる基本的な需要額に対する基本的な収入の割合
- Eグループ：財政力指数が0.3未満の団体
(H22年度ベース：秋田県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)
- 標準財政規模：地方公共団体が一定の水準で行政活動を行うために必要な一般財源
- 通常県債：公共事業や公共施設を整備するための財源として借入れるもの
(地方交付税の振替の臨時財政対策債を除く)
- 普通建設事業費：道路や河川整備などの公共事業、学校、公共施設などの整備費

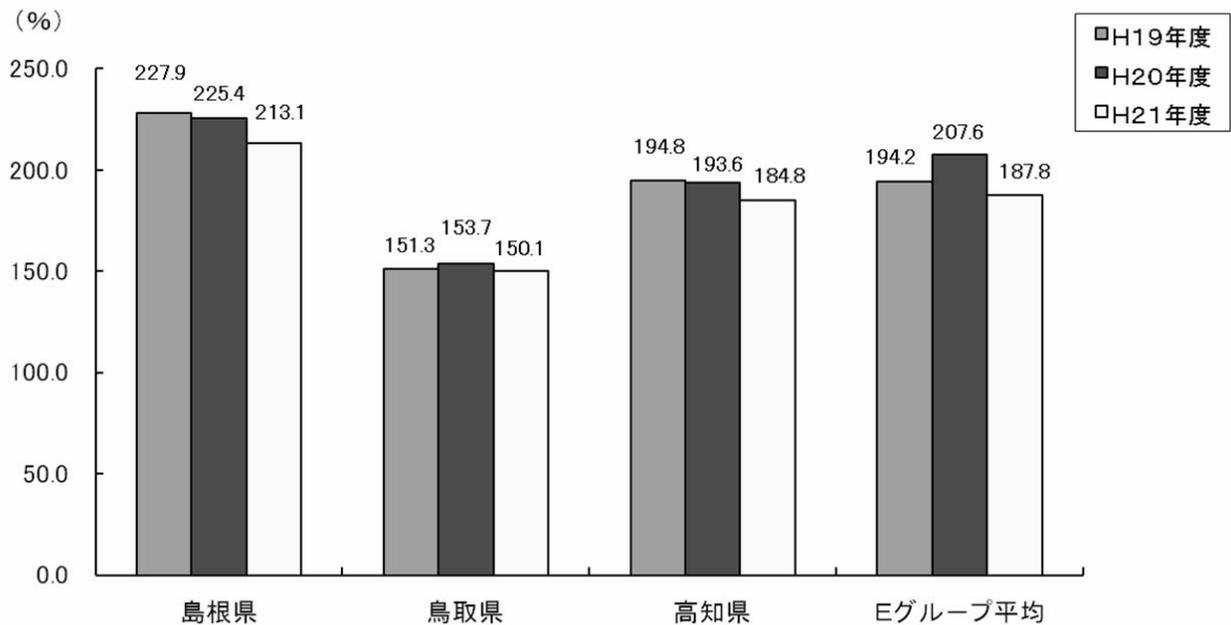
1. 実質公債費比率

- ・実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費等の割合を示すもので、指数が低いほど健全度が高いことを表します。
- ・本県は、鳥取県、高知県、Eグループ平均のいずれよりも、高い比率となっています。



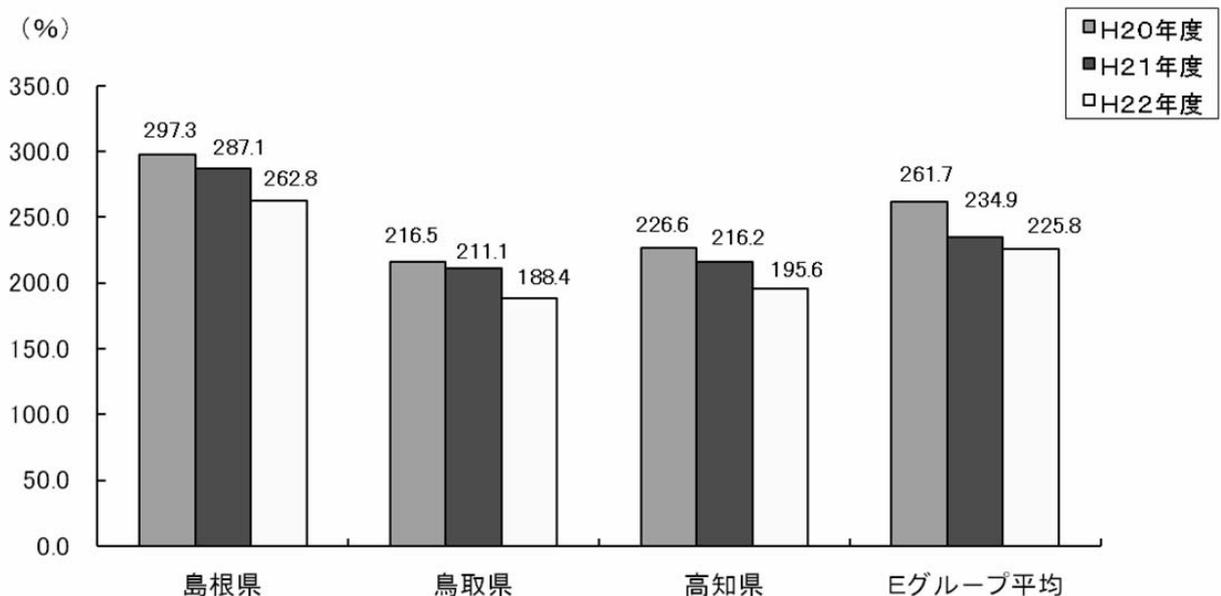
2. 将来負担比率

- 将来負担比率は、標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合を示すもので、指数が低いほど健全度が高いことを表します。
- 本県は、鳥取県、高知県、Eグループ平均のいずれよりも、高い比率となっています。



3. 通常県債残高比率

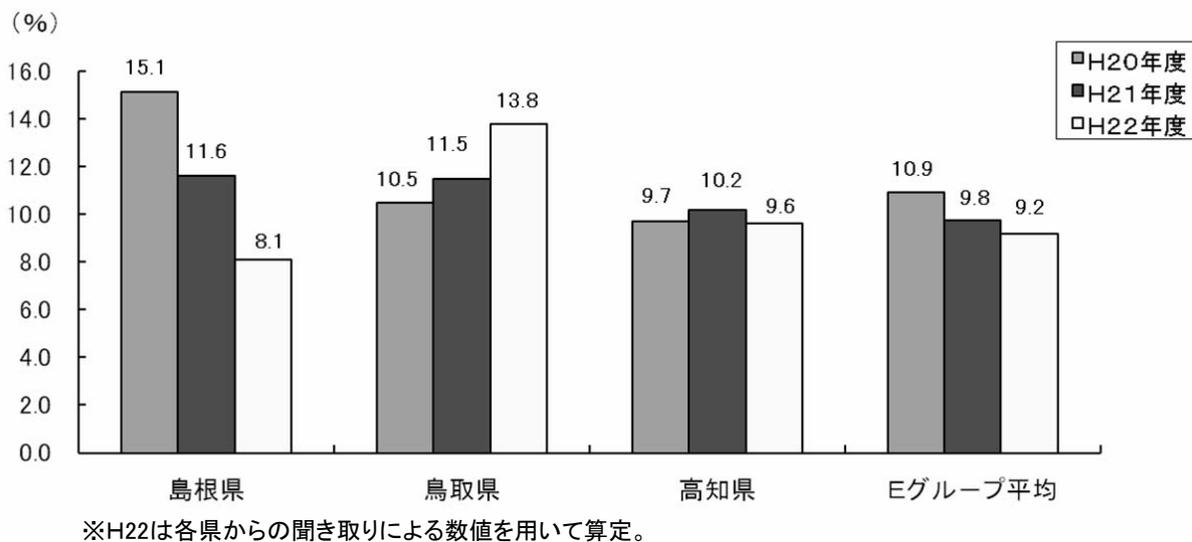
- 通常県債残高比率は、標準財政規模に対する通常県債の残高の割合を示すものとして、本県独自に算定した指標であり、比率が低いほど健全度が高いことを表します。
- 本県は、鳥取県、高知県、Eグループ平均のいずれよりも、高い比率となっています。



※H22は各県からの聞き取りによる数値を用いて算定。

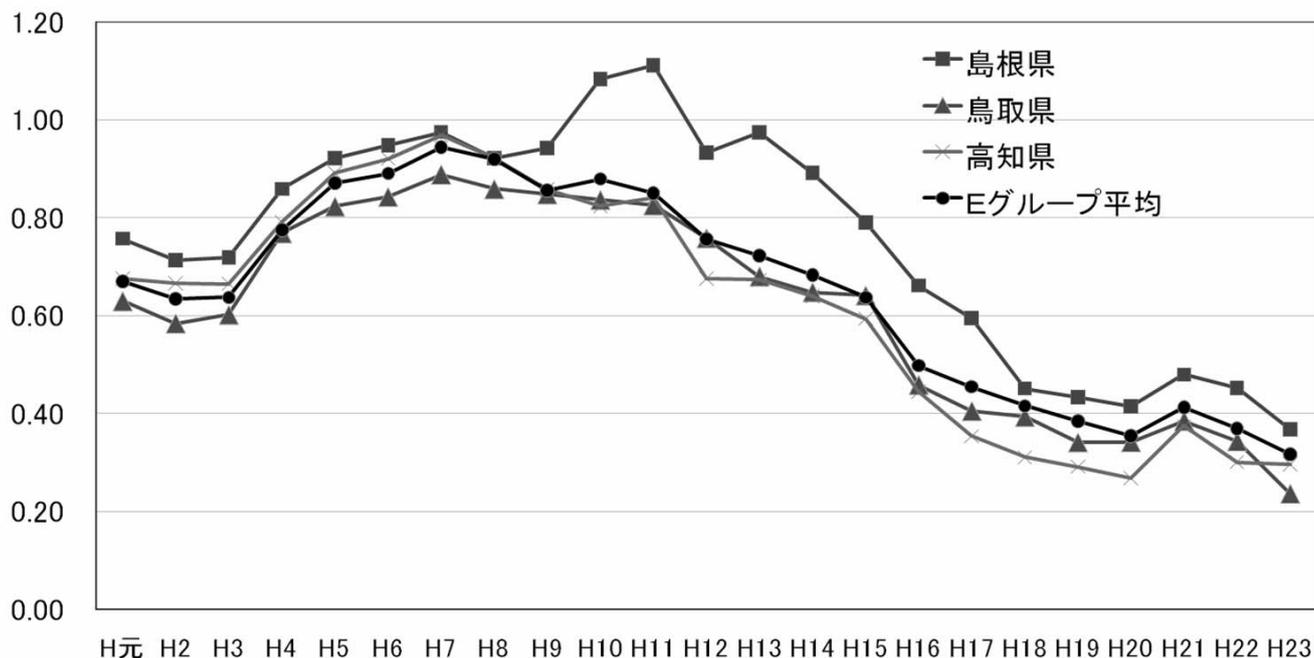
4. 財政調整の基金残高比率

- ・ 財政調整の基金残高比率は、標準財政規模に対する財政調整基金及び減債基金残高の割合を示すものとして、本県独自に算定した指標であり、比率が高いほど健全度が高いことを表します。
- ・ 平成22年度末においては、鳥取県、高知県、Eグループ平均のいずれよりも、低い比率に転じています。
- ・ この要因としては、これまでの集中改革期間において、執行段階の節減等で生じた財源は、将来の利子負担軽減のため、積極的に繰上償還に活用する一方で、基金の取り崩しは、財政健全化基本方針の取り崩し計画に沿って行ってきたことによるものです。



5. 普通建設事業費比率

- ・ 標準財政規模に対する普通建設事業費の割合を示すものとして、本県独自に算定したものであり、本県は、近年、事業費の縮減に努めてきましたが、平成23年度予算においても、鳥取県、高知県、Eグループ平均のいずれをも上回っている状況です。



※H元～H22は決算額(普通会計)。H23は当初予算額(一般会計)。
 なお、H22及びH23は各県からの聞き取りによる数値を用いて算定。

「財政健全化基本方針」の概要

■ 財政健全化に向けた改革の基本的な考え方

- 概ね10年後において、130億円程度の規模の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支を均衡
- 平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間とし、この集中改革期間の間に、毎年度発生する200億円台後半の収支不足のうち200億円程度を解消

■ 改革の視点

- 聖域なき見直し
- 予算の重点配分
- 内なる改革の徹底
- 県民の総力結集
- 県民との対話

■ 改革のための具体的施策

項 目	収支改善額	
	H23年度	H29年度
1 行政の効率化・スリム化		
(1) 総人件費の抑制		
ア 職員定員削減計画の上乗せ		
○ 現行の1000人削減計画を、事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しにより、今後10年間で、更に500人程度の追加削減を目標に見直し		
イ 手当の見直し		
○ 時間外勤務手当の縮減、特殊勤務手当などの見直し		
ウ 給与の特例減額（給与カット）の継続		
○ 給与の特例減額を平成20年4月以降、概ね10年後において収支均衡を達成するまでの間継続		
○ 集中改革期間後は、収支の状況等を勘案し対応		
■集中改革期間の給与の特例減額率（諸手当も連動減額）		
◇特別職 ・知事 25% [従前20%]	90 億円 程度	50 億円 程度
・副知事 20% [従前15%]		
・常勤の監査委員、教育長、病院事業管理者 18% [従前15%]		
◇一般職 ・部次長級 10%、管理職手当のみ25% [従前10%]		
・課長級 8%、管理職手当のみ20% [従前 8%]		
・その他 6%（若年層の諸手当連動は3%）		
エ 知事等三役の退職手当の見直し		
○ 平成18年12月に特別職の退職手当を引き下げたところ（知事等三役平均▲16%）であるが、更に退職手当を次のとおり引下げ		
■引下率		
・知事 10% [平成18年12月の条例改正前と比較して約25%]		
・副知事 5% [同 約20%]		
・出納長 5% [同 約20%]		
■適用		
平成19年4月30日から		

項 目	収支改善額	
	H23年度	H29年度
<p>(2) その他</p> <p>ア 組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁組織や地方機関を時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直し <p>イ 内部管理経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信システムにかかる維持管理費の削減 ・ 清掃などの庁舎等の維持管理費の削減 ・ 臨時職員の雇用経費の削減 など <p>ウ 外郭団体の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、各団体の自主的な経営努力を促すとともに、団体のあり方について見直し ○ 県関与の必要性を十分検証し、県の財政的・人的関与について縮減 <p>エ 公の施設の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、緊要性などの観点から、廃止・譲渡を含め抜本的に見直し 		
2 事務事業の見直し		
<p>(1) 一般施策経費 [県の判断により行っている一般的な施策にかかる経費]</p> <p>県の判断で事業の実施を任意に決定できるものであり、徹底的な見直しにより、平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね50%に削減</p> <p>(2) 公共事業費</p> <p>補助公共及び単独公共の事業費（県費負担額）について、平成23年度の事業費（県費負担額）を平成19年度の概ね70%に削減（平成20年度においては平成16年度比半減相当の事業費）</p> <p>災害復旧事業費、直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式による削減になじまない事業費については、個別に所要額を精査の上予算措置</p> <p>(3) 経常経費等 [施設の維持管理費など毎年度決まって支出される固定的な経費]</p> <p>平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね90%に削減</p> <p>(4) 特別な需要に基づく経費 [年度間変動が大きく臨時的な特別な需要に対応する経費]</p> <p>新規事業を極力抑制、既存の継続事業であっても個別に徹底した見直し</p> <p>(5) 義務的な経費 [法令、契約等で実施が義務付けられた経費等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県に裁量の余地がないものを除き、個別に徹底した見直し ○ 企業会計・特別会計について情報開示を徹底し、事業毎に合理化、効率化を図ることによって、一般会計による負担のあり方を見直し <p>(6) 見直しの留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共投資については、緊急に実施すべきものについて重点化。また、質的水準に配慮しつつ、コスト縮減により、効果的に実施 ○ 新たな施設の建設事業は、財政健全化の見通しが立つまで、原則凍結 ○ 地方債の新規借入を出来る限り抑制 	<p>50 億円</p> <p>程度</p>	<p>60 億円</p> <p>程度</p>

項 目	収支改善額	
	H23年度	H29年度
3 財源の確保		
(1) 県税収入の確保		
ア 課税自主権の活用		
○ 現行の水と緑の森づくり税、産業廃棄物減量税、核燃料税など県独自課税について、今後の税率や課税期間のあり方を検討		
イ 経済活性化による増収		
○ 産業振興施策の積極的な推進に伴う経済活性化による増収		
ウ 滞納額の縮減		
○ 滞納処分の早期着手やインターネット公売などによる差押物件の換価の推進による未収金の縮減や徴収率の向上		
(2) 使用料、手数料などの受益者負担の明確化		
○ 使用料、手数料について見直しを行い受益者負担を適正化	70 億円	140 億円
(3) 県有財産の売却や有効活用の促進	程度	程度
○ 未利用財産の売却推進、戸建ての職員宿舍などで現在利用中の財産についても所有する必要性が低いものは売却		
○ 財産の売却に当たりインターネット売却システムを活用		
○ 公共施設、印刷物、ホームページ等を広告媒体として提供する広告事業の推進		
(4) 特定目的基金等の活用		
(5) 執行節減等		
(6) 地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ		
○ 地方税、地方交付税を含めた一般財源ベースで地域間の格差が拡大しないような方策について、更に国に対し積極的に働きかけ		
合 計	200 億円 程度	250 億円 程度

■ 今後の財政運営のあり方

- 歳出削減や財源確保の具体的な方策については、この基本方針に基づき、毎年度の予算編成を通じて決定
- 改革の実施状況などについて改革推進会議から意見をいただき、財政運営を行う
改革推進会議に、特定の課題について検討する専門委員会を設置
- 経済情勢や住民のニーズ、国の施策などにより、県財政を取り巻く状況は変化するので、財政収支の見通しや改革の進め方については、必要に応じ見直しを行う
- 改革の進捗状況については、県民に対し、積極的に説明する

財政健全化基本方針策定時における改革後の財政見通し(試算)

集中改革期間

■改革前 (単位：億円)

区 分	H19	集中改革期間				H20~ H23累計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20~ H29累計
		H20	H21	H22	H23								
収 支 ①	▲ 136	▲ 250	▲ 265	▲ 275	▲ 260	▲ 1,050	▲ 240	▲ 250	▲ 265	▲ 255	▲ 245	▲ 245	▲ 2,550
年度末基金残高	520	270	5	▲ 270	▲ 530		▲ 770	▲ 1,020	▲ 1,285	▲ 1,540	▲ 1,785	▲ 2,030	

◇改革による収支改善◇

区 分	H20	H21	H22	H23	H20~ H23累計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20~ H29累計
収支改善額 ②	145	165	185	210	700	210	225	245	240	240	245	2,100
行政の効率化・スリム化	65	75	80	90	310	90	95	100	80	65	50	800
うち給与の特例減額	60	60	60	60	240	60	60	60	40	20	—	500
事務事業の見直し	15	25	35	50	120	50	50	50	55	55	60	450
財源の確保	65	65	70	70	270	70	80	95	105	120	135	850

■改革後

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H20~ H23累計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20~ H29累計
収 支 ③= ①+②	▲ 86	▲ 105	▲ 100	▲ 90	▲ 50	▲ 350	▲ 30	▲ 25	▲ 20	▲ 15	▲ 5	0	▲ 450
年度末基金残高	570	465	365	275	225		195	170	150	135	130	130	

(注)

■収支①

仮に改革を行わずこのままの財政運営を続けた場合の財政見通しにおける収支の額を概数にしたもの

■収支改善額②

集中改革期間中に「改革のための具体的施策」を行った場合の収支改善額を一定の前提のもとに試算

集中改革期間後は定員削減の計画的な実施、地方債の新たな借入れを抑制したことによる公債費の削減、経済の活性化による税収の増加などにより収支改善額が拡大

■ 累計額は概数で表記したため、各年度の合計額と突合しない場合がある